

様式第1号（第3条関係）

自主チェックリスト（建築物移動等円滑化基準）

建築主氏名	設計者氏名・電話番号			
建築場所				
建築物用途	構造	階数	延べ床面積	建築確認番号
○一般基準	※建築物特定施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文 ※判定欄は○×を記入			

建築物特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	判定
廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
階段 (第12条)	①手すりを設けているか（踊場を除く） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまづきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2 ⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下又は高さ16cm以下の傾斜部分を除く） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上） (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ②水洗器具を設けているか（オストメイト対応、1以上） ③床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
ホテル又は旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を設けているか（1以上） ②車いす使用者用客室に設ける便所が設けられているか（当該客室のある階に車いす使用者用便房が設けられた共用便所がある場合は除く） (1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか (2) 便所の出入口の幅は80cm以上であるか (3) 戸を設ける場合は、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ③浴室等が設けられているか（次の基準を満たした共用の浴室等がある場合は除く） (1) 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定めた構造であるか (2) 出入口の幅は80cm以上であるか (3) 戸を設ける場合は、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
敷地内の通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②段がある部分は、次に掲げるものであるか (1) 手すりを設けているか (2) 識別しやすいものか (3) つまづきにくいものか ③傾斜路は、次に掲げるものであるか (1) 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は勾配1/20以下の傾斜部分は免除） (2) 前後の通路と識別しやすいものか	—
駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか（1以上） (1) 幅は350cm以上であるか (2) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	①エレベーター等、便所、駐車施設の標識を見やすい位置に設けているか ②標識は内容が容易に識別できるものであるか	
案内設備 (第20条)	①エレベーター等、便所、駐車施設の案内板を設けているか ②エレベーター等、便所の配置を点字等で示す設備を設けているか	

- ※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1497号）
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示で定める以下の場合を除く（告示第1497号）
- ・自動車車庫に設ける場合
  - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示で定める以下の場合を除く（告示第1497号）
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

建築物特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	判定
移動等円滑化経路 (第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか(ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるもの場合 (1) かごの幅は140cm以上であるか (2) かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定かつ多数の者が利用し又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※1 (1) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる位置に点字等の方法により、設けられているか (3) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか (2) かごの幅は70cm、奥行きは120cm以上であるか (3) かごの奥行きは120cm以上であるか (4) かごの奥行きと幅は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
敷地内の通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1) 幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準) ※1

建築物特定施設等	建築物移動等円滑化基準の内容	判定
案内設備までの経路 (第21条)	①線状ブロック・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置がされているか(風除室で直進する場合を除く) ②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等